

京都大学	博士(文学)	氏名	磯 貝 健 一
論文題目	前近代中央アジアにおけるイスラーム法運営の諸相		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、16世紀から20世紀初頭の中央アジアにおける、イスラーム法運営の問題を取り扱うものである。周知のように、中央アジアは8世紀半ばにイスラーム世界に編入され、以後この地域ではイスラーム法を規範の中核に据えた社会が形成された。このような前近代中央アジアの社会でイスラーム法は如何に運用されていたのか、というのが本論文が明らかにしようとする問題である。</p> <p>本論文は7つの章から構成されている。このうち、第一章および第二章は、16世紀初頭に成立した一ウラマーの回想録を主な史料としながら、世俗君主が自身の政策を遂行するにあたりイスラーム法上の正当性をどの程度まで意識したのか、また、イスラーム法の担い手であるウラマー層は君主の政策遂行過程に如何にかかわっていたのか、という問題を扱っている。一方、第三章から第七章までの5つの章は、ウズベキスタン共和国内の諸機関に所蔵される、実際に法的効力をもっていた法廷文書にもとづきイスラーム法運営の現場を描き出そうとしたものである。</p> <p>以下、これら7つの章の概要を紹介しておこう。</p> <p>第一章「シャイバーニー・ハーンとウラマー達」は、16世紀初頭の中央アジアで活躍したウラマーである、イブン・ルーズビハーンの『ブハラ的客人の書』<i>Mihmān-nāma-yi Bukhārā</i>に収録される法学論争を題材として、世俗君主であるシャイバーニー・ハーンとイスラーム法の担い手であるウラマー層との関係を考察したものである。本論争においてシャイバーニー・ハーンは、トルコ・モンゴルの伝統の象徴である「チンギス・ハーンのヤサ」を持ち出して、本来イスラーム法で禁じられている代襲相続を肯定しようとした。また、論争に参加したウラマー達の中には、過去のイスラーム法学説を自己流に解釈してシャイバーニー・ハーンの見解にイスラーム法上の正当性を与えようとする者さえ存在した。しかしながら、イブン・ルーズビハーンがイスラーム法の第二法源であるスンナを根拠として代襲相続を明確に否定し、大部分のウラマー達が彼の主張に賛同した時、シャイバーニー・ハーンは自己の企てを放棄せざるをえなかった。結局のところ、シャイバーニー・ハーンもイスラーム法の権威を蔑ろにすることはできなかったのである。世俗君主であるシャイバーニー・ハーンと、法の担い手としてイスラーム社会を代表する存在であったウラマー達は、イスラーム法の権威を共に承認することで微妙な共生関係を維持していた、というのが本章の結論である。</p> <p>第二章「イブン・ルーズビハーンとカザク遠征」は、イブン・ルーズビハーンの『ブ</p>			

ハラの人々の書』の主題ともなっている、1509年に実行されたシャイバーニー・ハーンのカザク遠征の記録を取り上げ、戦争という重大な政策を遂行する過程で、君主であるシャイバーニー・ハーンがどのようにイスラーム法の権威を利用したのかにつき検討したものである。シャイバーニー・ハーンはこの遠征を聖戦として位置づけようとしたが、これにイスラーム法上の正当性を与えたのはシャーフイー派であるホラーサン出身のウラマー達であり、ハナフィー派であるマーワラーアンナフル出身のウラマー達はこの見解を追認した。シャーフイー派の解釈によればカザクは不信者とみなされ、ゆえにカザクへの遠征は不信者との戦争、即ち聖戦とみなされるのである。一方、本遠征に勝利したのち問題となったのは、戦利品である肉類の合法性であった。カザクが不信者であるならば、彼等により屠殺された動物の肉はイスラーム法上これを食べることは許されない。ところが、遠征実行前の段階でカザクが不信者であるとする判定を追認したマーワラーアンナフルのウラマー達は、今度はハナフィー派の学説に従ってカザクをムスリムであるとみなし、この肉類をイスラーム法上合法的な食物であると宣言したのである。つまり、シャイバーニー・ハーンは自身の政策を遂行するにあたりイスラーム法の権威を尊重してはいたが、かといって特定の法学派に服従していたわけではなく、むしろ、シャーフイー派とハナフィー派の法学説の違いを利用して、自分にとって都合のよい学説をその都度選択していたにすぎなかった、というのが本章の結論である。

第三章「一七世紀初頭ブハラの子地蘇生文書について」は、ウズベキスタン共和国国立中央古文書館に保管される17世紀の子地蘇生(=荒蕪地開墾)文書のペルシア語原文を提示し、これに日本語訳を付した上でテキストの内容をイスラーム法学の見地から解釈したものである。子地蘇生とは、私的所有権も用益も存在していない土地(=子地)に、世俗権力者の許可を得た上で、開墾者(=蘇生者)が自身の私有財産を投資して用益を現出せしめる(=蘇生)行為であり、こうして開墾された土地は開墾者の私有財産となる。本文書は前半部と後半部に分かたれている。このうち前半部は、蘇生対象となる土地が私的所有権と用益を確かに欠いており、これを蘇生者であるパーヤンダ・ビー・アタリク・トルコマンが、当時の君主であるイマーム・クリ・ハーンの許可を得た上で、自己の私有財産を投じて蘇生し、最終的にこの土地を自身の私有財産に転化させたことを証明する法律文書であり、ここに出現する文言はハナフィー派の子地蘇生学説を一々踏襲している。これに対し後半部は、蘇生者であるパーヤンダ・ビー・アタリクが様々な困難を克服しながらこの土地を蘇生した模様を聖者伝の如き筆致で描写するもので、全体的に蘇生者個人を賞賛しようとする意図が顕著に見て取れる内容となっているが、これは、ハナフィー派が子地蘇生を蘇生者の私的事業と位置づけていることに由来していると考えられる。以上のように本文書は、中央アジアで支配的地位を享受していたハナフィー派イスラーム法学の子地蘇生学説に完全に準拠する内容となっている、というのが本章の結論である。

第四章「中央アジア古文書学における書式研究の可能性」は、ウズベキスタン共和国国立イチャン・カラ博物館（ヒヴァ市在）所蔵イスラーム法廷文書コレクションに含まれる一連の譲渡担保文書を題材とし、イスラーム法学の観点からテキストの内容を解説すると共に、法廷文書の書式研究自体がもつ可能性を検討したものである。譲渡担保契約とは、借主が自身の私有財産の所有権を貸主に一時的に移転したうえで実行される、利子付きの金銭貸借契約である。譲渡担保文書のテキストは売買契約と賃貸借契約を組み合わせた内容となっている。このうち売買契約部分では、借主（＝売主）が貸主（＝買主）に自身の私有財産を売却するが、その際、借主（＝売主）が代価（＝貸借される金銭）を返却した折には貸主（＝買主）が売買目的物を返却するという「約束」が両者の間で交わされている旨記載される。次に賃貸借契約部分では、金銭の借主が、自分が売却した売買目的物を一定の賃料を支払うことで金銭の貸主から賃借りする旨が記載される。ちなみに、この「賃料」とは金銭貸借契約における利子にはかならない。周知のようにイスラーム法は利子の取得を禁じているが、譲渡担保契約は、イスラーム法合法とみなされる売買契約と賃貸借契約を組み合わせることにより、利子付きの金銭貸借を法律上正当化したものといえる。一方、譲渡担保文書の書式には、他の法廷文書の場合と同様に、時代と共に若干の変化が認められる。法廷文書の書式を時代ごとに跡付ける作業により、年代の記載のない文書についてもその作成年代をテキストの書式から詳細に確定することが可能となるであろうし、今後の中央アジア古文書学の発展のためにまさにこのような作業が現在要請されている、というのが本章の結論である。

第五章「中央アジアのワクフ文書に見出される結尾文言について」は、これまで公刊された中央アジアのワクフ文書、ならびに、ウズベキスタン共和国国立中央古文書館所蔵のそれを史料として、16世紀以降の中央アジアで作成されたワクフ文書末尾にあらわれる定型文言の意味をイスラーム法学の見地から検討し、この結尾文言の書式が時代と共に変化した要因を考察したものである。問題となる結尾文言には、一旦設定されたワクフには法的拘束力が存在すると主張するムタワッリーが、ワクフ設定を取り消そうとするワーキフを相手取り訴訟を起こした旨と、これに対して下されたカーディーの判決の内容とが記載される。この訴訟は実質を伴わない疑似的なものとみなされるが、このような訴訟と判決がワクフ文書末尾にわざわざ記載されたのは、中央アジアで支配的な地域を享受していたハナフィー学派が、ワクフ設定の法的拘束力はカーディーによる判決の提出をもってはじめて獲得される、という学説を採用していたことによっている。一方、カーディーの判決は、はじめワクフ文書に別添される判決文に記載されていたが、16世紀以降はワクフ文書本文に吸収され、結尾文言の形式を取るに至った。これは、上記の訴訟はあくまで形式的なものにすぎないゆえ、当事者は実際に裁判を実行する必要はなく、ただワクフ文書にカーディーが判決を提出した旨さえ記載すればワクフ設定の法的拘束力は獲得されるとする、ハナフィー派法学



説の展開に対応する現象であると考えられる。このように、中央アジア法廷文書の書式の変化はハナフィー派法学説の展開と密接な対応関係にあった、というのが本章の結論である。

第六章「イスラーム法とペルシア語」は、中央アジアのイスラーム法運営の現場 — 法学の研究と教育、および、証書作成や裁判遂行といった法廷での実務 — で使用された言語の変遷と、その理由を検討したものである。前近代の中央アジアにおける主要な書き言葉は「アラビア語 → ペルシア語 → テュルク語」という順で推移したが、イスラーム法研究、教育の領域ではアラビア語の権威が長く保たれ、ペルシア語やテュルク語は最後まで補助的な言語としての意義しか持ち得なかった。これはマドラサにおけるイスラーム法学教育のカリキュラムが、アラビア語で書かれた教科書を原語により学習するという方針で策定され、しかも、このカリキュラム自体が強固な持続性を有していたことに起因する現象とみなされる。一方で、イスラーム法廷における実務で使用される言語は、その切替の速度こそ緩慢なものではあったが、「アラビア語 → ペルシア語 → テュルク語」という変化を経験した。法廷実務、とくに各種法廷文書の作成の際に使用される言語の切替速度が緩慢であったのは、一旦ある言語で確立し、流布してしまった文書のフォーマットが、それ自体規範的な地位を獲得して長期にわたり使用されたことに起因するものである。たとえば、16世紀に確立したペルシア語法廷文書フォーマットの場合、ペルシア語という言語自体がこの規範的な書式の一要素となってしまう、この「ペルシア語を使用した書式」が中央アジア各地に流布し、19世紀末葉にいたるまで使用され続けたのである。しかしながら、法廷における実務は現実の生活と不可分の関係にあることから、そこで使用される言語もやがて地域の主要言語の変化を後追いする形で切替えられることになった。ある知的活動の領域において、ある言語が支配的な地位を獲得するためには、その領域において当該言語を積極的に規範的な言語とみなすような環境が存在していなければならない、というのが本章の結論である。

第七章「20世紀初頭サマルカンドのファトワー文書について」は、ウズベキスタン共和国国立ウズベキスタン諸民族文化・美術史博物館（サマルカンド市在）に所蔵される計104点のファトワー文書を主要な史料とし、イスラーム法廷の裁判システム、および、裁判におけるファトワー文書の機能について考察したものである。これらのファトワー文書は糸で綴じられ一纏めにされて収蔵されており、文書に使用される紙の形態、テキスト内に現れる文言、さらには一々の文書に捺されたムフティーの印章の銘文といった手掛かりから、20世紀初頭のサマルカンドおよびその周辺地域で作成されたことが明白である。また、訴状や判決文といった他の裁判文書と比べて、ファトワー文書に記載される情報は概して詳細であり、当時の裁判システムを再構成する上で極めて重要な史料と成り得る。訴状、判決文、ファトワー文書より再構成される前近代中央アジアのイスラーム法廷裁判システムは、イスラーム法学書に記載される

それと同様のものであり、前近代中央アジアの裁判がイスラーム法に厳格に準拠していたことが文書レベルで確認される。一方、同一の裁判に関連して提出された複数のファトワー文書を分析した結果、同じムフティーが同一裁判の原告、被告双方にファトワーを供給していたことが明らかになった。このことは、裁判の現場において個々のムフティーは自身正当であるとみなす法学説に依拠してファトワーを提出していたわけではなく、ファトワー依頼者のニーズにあわせ、適当な法学説を取捨選択したうえでファトワーを提出していたことを示唆するものである。こうしてムフティーにより作成されたファトワー文書は、文書作成を依頼した原告ないし被告によりカーディーに提出され、後者による裁判の運営指針に影響を与えたと思われる。このように、ファトワー文書は裁判の場における原告、被告の立居振舞い、いわば両者の戦略を明らかにするうえで不可欠の史料である、というのが本章の結論である。

以上、全七章にわたる考察から明らかなように、前近代中央アジア社会ではイスラーム法が現実の社会規範として十分に機能していたといえる。当該社会においてイスラーム法は、支配者から一般民衆にいたる様々な社会階層の人々に共有される権威だったのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の主題は、8世紀半ばにイスラーム世界に組み込まれた中央アジアにおいて、社会の基軸であるイスラーム法は如何に運用されたか、またイスラーム法が実現する場である法廷は如何に運営されたか、という問題である。イスラーム世界における法運用と法廷の実相については、法廷台帳などの新史料の発掘にともなって近年世界的に著しい研究の進展が見られるが、中央アジアに関しては、論者がこの趨勢の牽引力であることは遍く学界に認められているところである。

第一章と第二章では、16世紀初頭に著されたイブン・ルーズビハーンの回想録が伝える二つの出来事の実態を通じて、世俗君主であるウズベクのシャイバーニー・ハーンと彼に仕えるウラマー層との関係が考察される。その第一は、「チングス・ハーンのヤサ」と総称されるテュルク・モンゴルの伝統に則って代襲相続の正当性を主張し、イスラーム法のうちにこれと合致する規定を発見するよう要求したハーンに対し、一部のウラマーは法学説の恣意的な解釈によってこれに迎合したが、多数派のウラマーがイスラーム法は本来代襲相続を禁じているとの合意を示した結果、ハーンは自らの主張を放棄したという事件である。その第二は、同じくシャイバーニー・ハーンが1509年にカザフに遠征した際、まずシャーフィイー派のウラマーからカザフは不信者である故にそれに対する遠征は聖戦であるとの教旨を取り付け、遠征が成功してカザフが製造した乾燥肉を獲得するや、ハナフィー派ウラマーの見解に従って、カザフはムスリムであり、その製造した乾燥肉はイスラーム法上合法な食物であると宣言したという事件である。これらの事件から論者は、遊牧民に出自する世俗君主もイスラーム法の權威を蔑ろには出来なかったこと、しかし同時に複数の法学派の学説の相違を利用して結果的には自らの行為を正当化していたと結論づけた。これは、世俗君主とウラマーの関係を具体的事例に基づいて明らかにした極めて重要な業績である。

第三章では、死地すなわち私的所有権も用益権も不在である荒蕪地もしくは耕作放棄地を、世俗権力者の許可に基づいて私財を投じて開発して用益を発生させ(死地蘇生)、開発者の私有財産とする行為に関する17世紀初頭にブハラで作成されたペルシア語の一文書を提示し、そこに現れる文言がいちいちハナフィー派法学説に依拠するものであることを明らかにした。論者がこの章の元となる論文を発表して以来、我が国の学界でイフヤー・アル・マワートの訳語として「死地蘇生」という用語が定着を見るに至ったことは、本論文が先駆的な業績であることの証左である。

第四章と第五章は、譲渡担保文書とワクフ文書の書式を扱う。譲渡担保契約とは事実上、借主が自身の私有財産の所有権を貸主に一時的に移転したうえで実行される利子付きの金銭貸借契約であるが、イスラーム法は利子の取得を禁止しているため、買い戻し約定付きの売買契約と賃貸借契約を同時に締結することにより、利子付きの金銭貸借を合法化したものに他ならない。論者はハナフィー派が推奨するこうした種類の契約の実態を解明するとともに、書式の時代的变化を摘出し、年代の記載がない文

書についてもその作成年代を推定する方法を確立した。16世紀以降に作成された中央アジアのワクフ文書の末尾には、当該のワクフの管理者が、ワクフの設定を取り消そうとする設定者に対して取り消し無効の訴訟を提起し、カーディーにより勝訴の判決を受けた旨の文言が付加されている。論者は、ハナフィー派法学説では本来ワクフ設定の法的拘束力はカーディーによる判決を受けてはじめて獲得されるとされ、その判決文はワクフ文書に別添されていたこと、しかしこの訴訟はあくまでも形式的なものであるが故に、実際に裁判を提起する必要はなく、カーディーの判決があった旨をワクフ文書に書き加えることで足りると学説が変化したことを指摘して、書式の変化が法学説の展開の反映であることを明らかにした。

第六章では、主要な書写言語が、アラビア語、ペルシア語、テュルク語と順に変遷した中央アジアにあって、ひとりイスラーム法に関わる分野ではこの推移が極めて緩慢であった事実を指摘した上で、論者はこの現象の理由を、マドラサ教育におけるアラビア語の優位と、文書の書式が規範性を獲得し中央アジアのほぼ全域に流布したことに求めた。

第七章では、20世紀初頭のサマルカンドで作成された100点を超えるファトワー文書を史料として、当時の裁判システムを再構成し、それがイスラーム法学書の規定に厳密に一致していることが明らかにされた。更にムフティーたちは、さながら判例法のもとにおける弁護士の如く、依頼者の主張を正当化する規定を膨大な法学書の内から探し出す専門家であり、興味深いことに一人のムフティーが原告、被告の双方にそれぞれ有利なファトワーを供給している例すらあることが発見された。

本論文は、前近代中央アジアにおける法運用と法廷という比較的新たな研究分野に挑んだ先駆的業績である。就中、個々の法廷文書の文言をそれが依拠した法学書の記述に遡って読解することは甚だ困難な作業であって、ウズベキスタン本国にもこれを良くなし得る研究者は殆どいない。論者が史料として用いた文書の多くは、論者を含む我が国の研究グループが民間に所蔵されるものを購入し、これを現地の国立機関に寄贈した上で研究権を獲得したもので、その間の労苦も想像に難くない。しかしながら、こうした史料の性格に由来する制約として、本論文で扱われた法廷文書はほぼ民事関係に限られ、政治権力がより直接的に関与した刑事に関する文書は、現地の史料公開の問題もあって研究対象に含まれていない。権力と法運用の関係の全容を解明するためには、刑事関係文書の研究は不可欠であり、望蜀の言ではあるが、今後この方面への展開が切に期待される。

以上、審査したところにより本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2010年2月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。